

2023 年度 奨学生募集要項

公益財団法人 三浦教育振興財団

1. 目的

学業優秀な学生生徒でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付し、もって社会有用な人材を育成することを目的とする。

2. 出願資格

出願することができる者は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 愛媛県内の高等学校（高等専門学校含む）、大学（高等専門学校専攻科含む）又は大学院に在学する学生生徒
- (2) 学業優秀であり、経済的理由により修学が困難な者

3. 奨学金の給付額

- | | | |
|------------------------|----|---------|
| (1) 高等学校・高等専門学校奨学生 | 月額 | 35,000円 |
| (2) 大学奨学生・高等専門学校専攻科奨学生 | 月額 | 45,000円 |
| (3) 大学院奨学生 | 月額 | 45,000円 |
- * 奨学金の返済義務はないものとする

4. 奨学金の給付期間

本年度4月から出願時在籍校での最短就学年限の終期迄とする。

5. 出願手続

次の書類を添え、在学学校等を通じて出願するものとする。

- (1) チェックシート
 - (2) 奨学生採用推薦書
 - (3) 奨学生採用願書(その1)(その2)
 - (4) 所得試算シート及び添付書類と必要に応じて別紙①～④
 - (5) 肖像及び個人情報等の使用に関する同意書
 - (6) 在学証明書
 - (7) 成績証明書（第1学年に在籍するもの(新1年生)については、直前出身学校の成績証明書）
- ※ 提出前に必ず全ての書類のコピーを在学学校にて取ること。
(提出書類の内容確認の為、必要な場合あり) また提出書類の返却はしない。

6. 提出期限

在学学校長等を通じて通知する。

7. 奨学生の決定通知

奨学生として採用が決定した者については、5月末にその旨通知する。

8. その他

- (1) 当奨学金は返済不要とする。
- (2) 当法人の奨学生は、日本学生支援機構その他類似の育英奨学金を併せて受給できる。但し他団体において併せて受給が可能か確認の上、応募すること。また2023年4月開始の奨学金を他団体でも併願している場合は、事前に連絡すること。
- (3) 2023年4月時点で当法人に兄弟姉妹が在籍していないこと。また2023年度の奨学生として兄弟姉妹が同時に出願する場合、在籍学校が異なっても採用できるのは1名のみ。
- (4) 当法人の奨学生は、当法人主催の説明会並びに懇談会の出席及び年に1回のレポート(テーマは自由)と卒業時に進路報告書の提出を義務とする。
- (5) 奨学生として出願する際は添付の【肖像及び個人情報等の使用に関する同意書】の提出を義務とする。
- (6) この募集要項についての照会は、在学学校経由で下記に行うこと。

照会先 公益財団法人 三浦教育振興財団 事務局

住 所 〒790-0811 愛媛県松山市本町2丁目1-21

T E L 089-932-0020

F A X 089-932-1414

URL: <http://www.miura-fdn.com>

E-mail: m.fdn@miura-fdn.com

責任者 事務局長 吉田元之

担 当 事 務 局 高橋千晶・高岡麻哉